損金額」を加え、同条第一号中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人（以下この号及び次項において「大通算法人」という。）」を、「定めるもの」の下に「並びに大通算法人」を加え、同条に次の一項を加える。

2　通算法人の前項本文に規定する事業年度において、当該通算法人が協同組合等に該当し、又は同項ただし書に規定する欠損金額（同項ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。以下この項において「還付対象欠損金額」という。）が生じた場合において、当該事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときは、当該通算法人の当該事業年度及び当該他の通算法人の同日に終了する事業年度に係る法人税法第八十条第七項の規定の適用については、当該他の通算法人（当該事業年度において還付対象欠損金額が生じたものを除く。）の同項第三号及び第四号に規定する所得の金額は、ないものとする。

第六十六条の十三第一項中「ものが」を「もの（第十二項において「対象法人」という。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「取得の日を含む事業年度」の下に「（以下この条において「対象事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度」を「当該対象事業年度」に改め、同条第六項中「及び第十項」を「、第十項及び第十四項」に改め、同条第九項中「前三項」の下に「及び第十四項」を加え、同条第十一項中「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、同条第十五項中「又は第五項」を「、第五項」に改め、「第十項まで」の下に「又は第十四項」を加え、「第十一項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「又は第十項」を「、第十項又は第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十八項とし、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項の次に次の五項を加える。

12　対象法人である通算法人の各対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）について第一項の規定を適用する場合には、当該通算法人の当該対象事業年度の同項に規定する所得基準額は、調整前通算所得基準額（当該通算法人及び他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の当該対象事業年度又は同日に終了する事業年度（次項において「他の事業年度」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に相当する金額（当該金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円）とする。

13　前項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額（それぞれ他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなす。

14　内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において「通算前欠損金額」という。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額に係る当該調整事業年度終了の日における特別勘定の金額のうち、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額から調整前通算所得基準不足額（当該損金の額に算入した金額が当該適用事業年度の第十二項に規定する調整前通算所得基準額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）を控除した金額（当該控除した金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額）に達するまでの金額（以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二　事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

15　前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

16　第十二項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十三項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第十四項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十七条の二第四項中「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十一項又は第二十二項」を「同条第二十三項又は第二十四項」に改める。

第六十七条の五第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「中小企業者等（第四十二条の四第十九項第七号」に、「提出するもの（」を「提出するもの（通算法人を除く。）のうち」に、「に限る」を「をいう」に、「「中小企業者等」という」を「同じ」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「その他政令で定める規定」を削り、「受けるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第六十七条の十六の二を削る。

第六十七条の十八第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十八条の二中「合併で」を「合併（当該合併に係る被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該被合併法人及び他の被合併法人の全て）が出資を有しない法人であるものを除く。）で」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで」を「、第五十六条」に改め、同条第三項中「、第五十五条の二」を削る。

第六十九条の三第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。